平成２５年（フ）第１９１号
東京都東村山市本町２丁目９番地14　ライオンズマンション東村山403、前住所東京都東村山市青葉町３丁目24番地３　グリーンハイツ小山201
債務者　濱口　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９２号
三重県鈴鹿市道伯２丁目６番20号
債務者　濱口　むる
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７２号
三重県名張市美旗町中２番82、住民票上の住所大阪府八尾市楠根町２丁目66番地の11
債務者　山口　功人
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１５４号
三重県四日市市城西町13番46号　プラチネＡ12
債務者　米倉　憲一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０３６号
京都市伏見区山崎町361番地　京橋まんしょん306号、前住所大阪市城東区今福南１丁目８番30号　中塚ハイツ302号
債務者　大和畳店こと　大和　定明
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６９号
京都市右京区梅津中倉町３番地９松尾橋ハイツ206
債務者　お掃除くじらこと　宮﨑　大隆
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７０号
京都市右京区梅津東構口町40番地
債務者　中里板金こと　中里　一治
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１１号
京都市山科区勧修寺西北出町22番地
債務者　山岡たつ江
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１４号
京都市左京区田中飛鳥井町112番地６
債務者　米山　好幸
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５５号
京都市右京区西京極北裏町15番地　サウンドビル、前住所京都市南区久世中久世町２丁目101番地
債務者　渡邉　憲子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６０号
京都市北区西賀茂柿ノ木町２番地　コーポ山本203、前住所京都市左京区吉田中大路町20番地１　コーポラス吉田31号室
債務者　加藤由紀子（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
広島県三原市中之町２丁目３番２―407号
債務者　古川　幸枝
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
広島県尾道市向島町5687番地
債務者　住岡　　健
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
広島県三原市西野１丁目13番３号　三島アパート３号
債務者　清水　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
広島県尾道市御調町市208番地１
債務者　児玉　和明
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
愛媛県松山市福角町甲1554番地２
債務者　本田　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６６号
愛媛県松山市高木町150番地４
債務者　蒲田　長行
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
松山地方裁判所民事部